

「大学としての教員養成に対する理念等について」

本学における教職課程の設置は開学からわずか2年後の1968年に遡る。本学では、戦後確立された開放制教員制度の趣旨に則って、大学の独自性や特質を生かした教員養成に取り組んでいる。本学の建学の精神は、「公正な社会観と倫理観の涵養」であり、大学院商学研究科および商学部においてはこれを踏まえて「実力と創造力をそなえた有能な社会人」の育成を、法学部においては「人権感覚の育成と共生意識の確立」を図ることを教育理念としている。そして教育に際しては、「STAND BY YOU」、すなわち学ぶ学生の立場に立って目的が達成できるよう支援していくことを方針としている。

教職課程においても、これらの理念に基づき、創造的で人権感覚にすぐれた教員の養成を目指している。長く続く経済の低迷、格差社会の進行とともに寛容さの失われつつある現今の日本社会にとって、新たな創造性を追求できる能力や人権感覚・共生感覚は、社会が強く求める市民の資質である。それらを備えた人材が次世代の子供たちを育て教育する仕事に従事することは、社会にとって意義ある貢献といえる。本学では、教職課程を開設している商学部・法学部の専任教員が一体となり、学生に対する行き届いた目配りと懇切な指導を通じて、上記のような資質を備えた教員を育成することを目的としている。

教職課程を履修する学生は、必ずしも1年次から強固な目的意識をもって教職を目指す者ばかりではない。単なる興味関心や教員免許という国家資格に惹かれて履修を始める学生もいる。しかし学年進行によってさまざまな教職課程科目を学修し、また体験を経る中で、次第に多くの学生が教職という将来の自らの職業について具体的な像を描くようになり、教職について学ぶ意義を理解し、進んで授業に臨むようになってくる。この過程に欠かせないのが、教職担当の教員および職員が一体となつての指導である。

本学では、一人一人の学生が抱える問題を全学教職課程運営委員会所属の全教員・職員が共有し、常に一体となつて対応する仕組みを形づくっている。これによって教職課程履修学生に対する懇切な指導が可能となり、卒業後までも含めたケアが行える。こうした取り組みを通じて、本学教職課程における教育理念の実現を目指している。